明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律（一七）　二

〔省　令〕

○労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**七〇）　二

○薬事法施行規則の一部を改正する省令（**同**七一）　二

○発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**二七）　三

〔告　示〕

○特定駐留軍用地を指定する件（**内閣府**一三五）　二

○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十五年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（**総務**二二五）　三

○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**一九〇）　三

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（**同**一九一）　三

○平成二十五年度において社会教育主事の講習を実施する件（**文部科学**七七）　三

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**農林水産**一六一〇）　五

○保安林の指定をする件（**同**一六一一～一六二四）　五

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**四九三～四九五）　六

○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（**同**四九六～五〇一）　六

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（**同**五〇二）　七

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**九八）　七

○道路に関する件（**関東地方整備局**二六五、二六六）　七

○道路に関する件（**中部地方整備局**一一七～一一九）　八

○道路に関する件（**中国地方整備局**九五、九六）　八

○道路に関する件（**四国地方整備局**五五、五六）　八

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**九州地方整備局**九九）　九

〔国会事項〕

環境省　会計検査院　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一三

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十五年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画（農林水産省）　一三

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一三

〔公　告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一三

裁判所

相続、失踪、破産、免責、再生関係　一四

特殊法人等

企業年金基金変更関係　三〇

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律（法律第一七号）（厚生労働省）

一　麻薬及び向精神薬取締法の一部改正関係

1　麻薬取締官及び麻薬取締員の指定薬物に係る職務の追加

麻薬取締官及び麻薬取締員は、指定薬物に係る薬事法に違反する罪について、司法警察員として職務を行うものとした。（第五四条第五項関係）

二　薬事法の一部改正関係

1　麻薬取締官及び麻薬取締員の指定薬物に係る職権の追加

厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等を麻薬取締官又は麻薬取締員にも行わせることができるものとした。（第七六条の九関係）

2　指定薬物に係る収去の権限の追加等

㈠　厚生労働大臣又は都道府県知事は、その職員に、指定薬物又はその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができるものとした。（第七六条の八関係）

㈡　㈠による収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合についての罰則を設けることとした。（第八七条第九号関係）

㈢　収去の権限の追加に伴い立入検査等の要件を見直し、指定薬物の規制に係る規定の施行のため必要があると認めるときに行うことができるものとした。（第七六条の八第一項関係）

三　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。